（健康保険法施行規則の一部改正）

第八条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

第三十四条の九第五項	都道府県知事	都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができ、
	市町村長	中核市の市長
		中核市の市長を省略させる
第三十四条の十一第五項	は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる	
（略）	（略）	（略）

	（新設）	
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第九十八条　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	**第九十八条**　令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～十一　（略）	二～十一　（略）
（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）	（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第百六条　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。	**第百六条**　令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。
一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～八　（略）	二～八　（略）
2　（略）	2　（略）